

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第923号

2018年（平成30年）6月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

都市計画の策定及び総合調整に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2018年（平成30年）5月28日付けで諮問（第923号）された都市計画の策定及び総合調整に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

都市計画法では、地域地区として、市街化区域には用途地域を指定するとともに、都市の風致を維持するため風致地区を、また、市街地における火災の危険を防除するため防火地域及び準防火地域等を指定することができる。

用途地域については、辻堂駅北口地区における大規模工場跡地の土地利用転換に伴う用途地域の変更は行ったものの、包括的に見直しの検討をする機会がなく現在に至っており、現状の用途地域と実際の土

土地利用状況に大きなかい離が生じている地域がある。また、風致地区においても1961年（昭和36年）に片瀬山風致地区を指定して以降、見直しがないまま現在に至っていると同時に、防火地域及び準防火地域においては、東海道線以南において防火地域等は指定されていないものの、災害危険度判定調査において延焼危険度の高いエリアがあるなどの課題も生じている。

これらの地域地区の指定については、これまで県に決定権限があったため、積極的な見直しは行われていなかったが、2011年（平成23年）の地方分権に係る第2次一括法による都市計画法等の改正により、決定権限が県から市に移譲された。これに伴い、土地利用の状況・動向や都市基盤の整備状況の変化等を踏まえ、藤沢市が独自の判断で見直しを行うことが可能となった。

その後、都市計画法に基づく都市計画の見直しのベースとなる「基礎調査」が2016年（平成28年）に実施されるとともに、見直し業務に必要な国勢調査の結果についても2015年（平成27年）の実施結果が2017年（平成29年）に公表された。

また、2017年（平成29年）の都市計画法の一部改正により、用途地域に新たに田園住居地域が創設されたことに伴い、農地や農業関連施設などと調和した低層住宅の良好な住環境を守るという田園住居地域の目的に合致するような、用途地域の変更の必要性が認められる適地の有無について、本市においても調査・検討を行う必要が生じた。

このような背景から、用途地域等の見直しの検討業務を行うものである。

本業務を行うにあたり、市内の市街化区域内の土地及び建物の利用状況の分布を正確に把握し、分析する必要があるが、そのためには土地及び建物の現況についての情報が必要となるが、膨大な件数の情報を市内の市街化区域内から個別に収集することは、限られた時間、費用及び人員の中では不可能である。

以上のことから、本業務の執行においては、資産税課が保有する土地・家屋の課税台帳及び補充課税台帳の情報を利用することが必要かつ合理的であると考えられることから、個人情報をも本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することの必要性について

本業務で必要とする個人情報は、市内の市街化区域内の土地課税台帳等（約20万件）と家屋課税台帳等（約15万件）を対象とすることから、本人から個別に収集した場合、莫大な時間、労力及び費用を要する。

また、本業務はコンピュータ処理にて行うため、すでに個人情報を電子データで保有している資産税課の情報を利用することが合理的

である。

以上のことから、迅速かつ合理的に本業務を進めるためには、他に方法がないことから、個人情報をも本人以外のものから収集する必要がある。

(3) 本人以外のものから収集する個人情報の範囲について

本人以外のものから収集する個人情報は、次の表 1 及び表 2 に掲げるものである。

表 1

ア 地番図図形データ (shape 図形)	・地番 ・筆
イ 土地課税台帳 土地補充課税台帳	・所在地番 ・同一画地コード ・現況地目 ・現況地積 ・生産緑地地区コード

※「地番」「所在地番」：図形と台帳のリンク付けのために必要。

※「筆」「同一画地コード」「現況地目」「現況地積」：建物の敷地面積の算定や 1 敷地単位の土地利用の規模とその分布状況を把握するために必要。

※「生産緑地地区コード」：生産緑地地区の農地等とそれ以外の農地等の分布状況を把握する必要があるが、都市計画課で保有する都市計画情報は地区の指定当時の筆により管理しているため、最新情報の情報からその状況把握を行うために必要。

表 2

ウ 家屋図図形データ (shape 図形)	・家屋棟番号 ・家屋図形
エ 家屋課税台帳 家屋補充課税台帳	・棟番号・家屋番号 ・所在地番 ・1 階床面積 ・延床面積 ・区分所有家屋情報 ・建築年月 ・現況用途 ・現況構造 ・地上階数 ・市街化コード

※「家屋棟番号」「棟番号・家屋番号」「所在地番」：図形と台帳のリンク付けのために必要。

※「家屋図形」「1 階床面積」「延床面積」：建物の建築面積、延べ面積及び建蔽率、容積率の判定のために必要。

※「区分所有家屋情報」：区分所有の場合、1 つの建物として床面積

等の情報を統合するために必要。

※「家屋図形」「建築年月」「現況用途」「現況構造」「地上階数」：基礎調査実施以降の建物用途・構造・階数にかかる建物データを補足するために必要。

(4) 引渡しの方法について

表1のイ及び表2のエの課税台帳については、IT推進課にてデータの抽出を行い、IT推進課から都市計画課へ電子媒体（CD-ROM）で引き渡す。

表1のア及び表2のウの図形データについては、資産税課保有システムから当該保守点検業者がデータを抜き出し、CSV形式及びShape形式のデータにて資産税課職員から都市計画課職員へ引き渡す。引渡しに使用する電磁媒体はパスワード付きUSBを使用し、引渡しの際には引渡し確認の文書を作成し、資産税課、都市計画課双方で取り交わす。これら電子媒体を都市計画課から受託者へ引き渡す。

(5) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものからの収集することに伴う本人通知については、通知に係る件数が市内の市街化区域内における土地課税台帳等約20万件及び家屋課税台帳等約15万件を対象とするものとなるため、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから省略するものである。なお、代替え措置として、本人以外のものから収集することについて、広報に掲載し、周知する。

(6) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

本業務は、市内の市街化区域内における土地課税台帳等（約20万件）と家屋課税台帳等（約15万件）のデータの集計を行う。

集計したデータを基に、建物の建蔽率及び容積率、階数分布、木造率などの必要な調査項目を計算する。この計算は、処理する量が膨大であることから、コンピュータ処理を行うこととなる。

このため、紙ベースのデータでは、膨大なデータを限られた時間と費用の中で迅速かつ正確に集計及び計算をすることは不可能であることから、コンピュータ処理が必要となる。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

コンピュータ処理をする個人情報の項目は、表1及び表2に掲げる個人情報と同様である。

(7) 安全対策

ア 都市計画課での安全対策については、次のとおりである。

税システムからの情報については、IT推進課及び資産税課に依頼し、データを抽出し、CD-ROMにデータを保存すること。受託者へのCD-ROMの受渡しについては、日時及び受け取る業務従事者の

氏名を事前に確認しておき，双方複数人で行うこと。また，その際には，受渡し簿を作成し，双方で確認すること。

イ 受託者に求める安全対策については，次のとおりである。

- (ア) プライバシーマーク及び ISMS 又はこれと同等と市が認める資格を取得していること。
- (イ) 作業場所が機械警備・監視カメラ・IDカードの導入等によるセキュリティ管理がなされていること。
- (ウ) サーバを管理している保管施設への入退室は業務従事者のみに限定し，入退室の状況を記録すること。
- (エ) 業務責任者及び業務従事者についての名簿を提出すること。
- (オ) 作業現場への都市計画課の立会いが可能であること。さらに緊急時や確認が必要なときに，藤沢市役所から公共交通機関等により2時間以内で移動可能な場所に作業場所を設置すること。
- (カ) 端末操作については，ユーザーID及び暗証番号又は生体による認証を行い，端末操作を業務従事者に限定すること。
- (キ) 暗証番号は定期的に変更するとともに操作の状況を記録すること。
- (ク) 個人情報とは端末には保存せず，入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理すること。
- (ケ) 作業を行う端末については，外部ネットワークと接続しないこと。
- (コ) 端末については，コンピュータウィルス対策ソフトを利用し，最新のウィルスパターンを適用し，ウィルス対策を施すこと。
- (サ) やむを得ず紙に出力したデータについては，作業室内でシュレッダーなどにより確実かつ速やかに廃棄すること。
- (シ) データの受渡しについては，日時又は受け取る業務従事者の氏名を事前に連絡しておき，受渡しの際は，受渡し簿を作成し双方で確認する。また，CD-ROMは施錠できるケース等に収納して運搬し，運搬車両はコンテナ積載型，ワゴンタイプ等積み荷に対して施錠管理のできるものを使用すること。
- (ス) 受託業務終了後は，貸与品については速やかに都市計画課に返却すること。また，業務で使用したデータを速やかに消去するとともに，記録媒体があるときは，専用ソフトでデータ消去し完全に復元できないようにするか，シュレッダーなどにより，データを復元できないように処理をして廃棄すること。また，その際には廃棄証明書を提出すること。
- (セ) 提供する情報については，市の許諾なくして複写又は複製しないこと。
- (ソ) 業務従事者については，個人情報に関する必要な研修及び指導を行うとともに，個人情報管理が適正に行われているか点検を行うこと。
- (タ) 受託者は，守秘義務違反に関する責任の所在を明確にするとと

もに、業務従事者に周知徹底すること。

(フ) 取り扱うすべての情報に対して、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失及び漏えいなどが行われないよう管理を徹底すること。

以上、個人情報を取り扱う場合については、条例、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(8) 実施時期

2018年（平成30年）8月10日以降

(9) 添付資料

ア 契約書（案）

イ 用途地域等見直し調査業務委託仕様書（案）

ウ データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書（案）

エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性について、次のように述べている。

ア 本業務で必要とする個人情報は、市内の市街化区域内の土地課税台帳等（約20万件）と家屋課税台帳等（約15万件）を対象とすることから、本人から個別に収集した場合、莫大な時間、労力及び費用を要する。

イ 迅速に本業務を進めるためには、他に方法がないことから、資産税課の個人情報を目的外に利用する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性が認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、本人以外のものからの収集することに伴う本人通知については、通知に係る件数が市内の市街化区域内における土地課税台帳等約20万件及び家屋課税台帳等約15万件を対象とするものとなるため、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれる、としている。また、代替え措置として、本人以外のものから収集することについて、広報に掲載し、周知する、とのことである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

本業務は、市内の市街化区域内における土地課税台帳等（約20万件）と家屋課税台帳等（約15万件）のデータの集計を行う。

集計したデータを基に、建物の建蔽率及び容積率、階数分布、木造率などの必要な調査項目を計算する。この計算は、処理する量が膨大であることから、コンピュータ処理を行うこととなる。このため、紙ベースのデータでは、膨大なデータを限られた時間と費用の中で迅速かつ正確に集計及び計算をすることは不可能であることから、コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

実施機関が2実施機関の説明要旨(7)安全対策のア及びイの(ア)から(イ)に示す安全対策は次のとおりである。

(ア) 実施機関の安全対策

日常的な安全対策 ア

(イ) 受託者の安全対策

- a 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (カ)
- b 記録媒体からの情報流出を防止するための措置 (ス)
- c ネットワークからの情報流出を防止するための措置 (ケ), (コ)
- d 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置 (ア), (イ), (ウ), (エ), (オ), (カ)
- e データの消失を防止するための措置 (ク)
- f データ媒体の紛失を防ぐための措置 (シ)
- g 利用後にデータを確実に消去するための措置 (ソ)
- h その他受託者の安全対策を高めるための措置 (ク), (サ), (セ), (ソ), (タ), (チ)
- i 日常的な安全対策 (キ), (ク), (サ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

なお、受託者が委託契約を遵守していることを確認するため、契約書(案)第14条並びにデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書(案)第9条の規定に基づき、必要があるときは、受託者に対し、報告を求め、調査を行うこと。

以 上